

## 「終身サポート事業者」ガイドライン⑨

「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」では、事業者が契約を締結する際に留意すべき事項として、一つ目「公正な契約手順の確保について」、二つ目「提供するサービスの内容ごとの留意事項」、そして三つ目では「死因贈与契約、事業者への寄附及び遺贈」が記されています。



終身サポート事業者が利用者との間で、死因贈与契約（死亡した時に、利用者の財産の一部または全部を事業者に贈与する旨の契約）や、利用者から寄附を受ける契約は、本来、それが利用者からの申し出で、本当に利用者が希望するものであれば、不適切とはいえないとされています。しかし、利用者の死亡時に預託金の残余を贈与する、死後事務処理の費用に充当するために相続財産の一部または全部を贈与するなどの契約を結ぶことは、真に利用者の意思に基づく寄附なのか疑義が残るため、避けるべきであることが、明確にこのガイドラインに記載されました。また、その避けるべきことの理由として、上記の本人意思という点の他にも、死後事務に充当する費用の部分とその残額として寄附に充てられる部分の線引きが、事業者側の采配で出来てしまうことから、利益相反的立場になってしまい、将来的に利用者の相続人との間でトラブルになるリスクがある点も指摘されています。

一方で、遺言による相続財産からの遺贈については、死因贈与契約ほどは明確に「避けるべき」とは記載されておらず、死因贈与契約と同様に利益相反的立場になるから留意が必要という記載にとどまっています。強く注意を促しているのは、利用者から終身サポート事業者が遺贈による寄附を受けようとする場合、主な利用者が判断力の低下が懸念される場合もあり得る高齢者が中心であることから、利用者の遺言能力の有無が将来的に問題にならないようにすること、遺贈先として当該事業者のみを示すのではなく、ほかの遺贈先を選択肢として示すことで、真に利用者の意思による自発的な遺贈先の選択を促すことです。これらは、遺言の相談を受けるときには、言われるまでもなく当たり前のことばかりであり、こうしたことを改めてガイドラインに記載しなければならないのが、これまでの終身サポート事業者の実情だったということでしょう。さらに、利用者の真の意思による遺言であることを明確にする上でも、公正証書による遺言作成が勧められています。

死因贈与や遺贈による寄附を終身サポート事業者が受けることについては、事業者それぞれによって、考え方はさまざまであり、一概にすべてを禁止することは難しいと思います。しかし、利用者側がこうした死因贈与や遺贈による寄附をすることで、事業者側に利益相反的な立場を与えるということや、将来的に相続人から遺言や契約時の能力の有無を巡ってトラブルになりかねないこと等を、元気なうちにしっかりと理解しておくことが重要です。事業者側の説明責任の問題とともに、利用者側の死因贈与や遺贈寄附についてのリテラシーを高めておくことが急務です。